

供花等販売業務に係る事業者募集要領

一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「財団」という。）が管理運営する大阪北摂霊園内（以下「当霊園」という。）において行う供花等販売業務を行う事業者（以下「営業事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1 公募物件

所在地 大阪北摂霊園内

大阪府豊能郡豊能町高山 235、箕面市粟生間谷、茨木市泉原 地内

	使用許可場所	使用許可面積	数量	最低使用料 (年額・税抜)	備 考
①	中央休憩所 (供花等売場及び 物品倉庫)	27.00 m ²	一式		給湯設備あり 物品倉庫内に空調 機あり
②	管理事務所横	3.53 m ²	一式		販売小屋
③	モニュメント前	3.53 m ²	一式		販売小屋
④	5区駐車場	3.53 m ²	一式		販売小屋
⑤	7区休憩所	1.00 m ²	一式		
⑥	10区休憩所	1.00 m ²	一式		
⑦	11区駐車場	3.53 m ²	一式		販売小屋
⑧	駐車場	10.00 m ²	一式		中央休憩所横
⑨	合葬式墓地	3.28 m ²	一式		販売小屋
	合計	56.40 m ²		1,170,400 円	

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 府の指名停止措置を受けている者又は府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適法な行為によるものである場合に限る）を受けて

いる者

- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
- ① 財団又は大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 財団又は大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が財団又は大阪府と契約を締結すること又は財団又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 財団又は大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて財団又は大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 「3 公募条件等」に掲げる供花等販売を業とする者であって、能勢町・豊能町・箕面市・豊中市・吹田市・茨木市のいずれかの市又は町に事業所又は営業所を設け、申込みをする日において営業活動を行っていること。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する商品等を販売しようとする場合は、該当する許認可等を受けていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 府税に係る徴収金を完納していること、かつ、最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 大阪府薬物の濫用に関する条例第2条第1号から第6号までに掲げる薬物又は第9条第4項に規定する知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与又は販売若しくは授与の目的での所持（法令又は条例の規定により行うことができる行為を除く。）をしないことを誓約できる者であること。

3 公募条件等

(1) 用途の指定

- ① 供花等の販売店舗として活用していただくための営業事業者募集ですので、執務室や住居としての利用はできません。
- ② 次のアからオに該当する使用はできません。
 - ア 政治的又は宗教的な活動に関するもの
 - イ 騒音・振動・悪臭等の周辺の環境を損なうもの
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用すること
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団又はその他の反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のためなどに使用すること
 - オ その他、公序良俗に反する用途など、霊園の管理運営上支障があると認め

られる用途に供すること

(2) 使用許可期間

使用許可期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。また、営業事業者が平成31年4月1日以降、継続して設置しようとする場合は、平成33年3月31日までの間、契約を延長できる。

ただし、本業務の必要性や使用者の使用状況等を勘案して支障がないと財団が判断した場合に限ります。

(3) 営業日、営業時間

販売店舗の営業日は年中無休とし、営業時間は、原則として午前9時から午後5時までとします。

ただし、盆、彼岸及び年末年始については、当霊園の営業時間に応じた特別体制を組んで対応してください。

(4) 取扱商品及び販売価格

① 必ず取扱う商品

供花（榊・檜を含む）、線香、ロウソク、マッチ

② 取扱うことが望ましい商品

タオル、たわし、スポンジ、晒（納骨用さらし）、骨壺（骨壺の引き取りを含む）、その他墓参道具など

③ これまでの園内における販売等状況を踏まえたうえで、当霊園利用者からの要望、利便性を考慮して、事前に財団と協議の上、取扱う商品を決定してください。また、販売価格については営業事業者が定めることとしますが、事前に財団に報告の上、決定してください。（12 参考データを参照のこと）

④ 営業事業者は、契約締結後速やかに取扱商品及び価格を財団に報告してください。また、取扱商品及び価格を変更する場合も事前に財団に報告してください。

(5) 商品の供給、販売方法

営業時間内は、やむを得ない場合を除き、各使用許可場所において、商品の供給を絶やすことが無いようにしてください。また、販売方法については、営業事業者が定めることとし、有人・無人は問いませんが、営業時間内は管理者を必ず1名以上常駐することとしてください。

(6) 使用料等

① 応募価格

応募価格は、財団が設定する最低使用料以上の金額の年額使用料（税抜き）を百円単位で記入してください。

② 使用料の納入

使用料は、年度ごとに財団の発する納入通知書により、使用開始前又は許可年度開始前の財団が指定する期日までに当該年度分を全額納入してください。使用料の額は、次の計算によるものとします。

③ 使用料

使用料は、営業事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜額）（以下「応募価格（税抜額）」という。）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（1円未満切捨て）とします。

④ その他使用料等

営業事業者が、公募物件以外に控室などの設置が必要となる場合は、別に財団

と協議してください。これらについても、使用許可（有償）の対象となりますので、別途使用許可申請を行い、許可を得てください。

なお、この使用料については、本件最低使用料の算出方法と同じ財団所有資産の貸付基準により算出します。

(7) 必要経費の負担

営業事業者は、公募物件について、最善の注意をもって維持保全することとし、以下の経費を負担してください。

① 営業事業者が負担すべき経費

- ・霊園における営業に必要な各種手続きに要する費用
- ・営業事業者が設備什器類等を持ち込んで設置する場合の設置・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用
- ・使用前・使用中における公募物件の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用
- ・使用前・使用中における財団から貸与を受ける設備什器類等の維持補修に必要な費用
- ・公募物件の室内照明管球の調達・交換に要する費用
- ・外線電話（ファックス、通信回線を含む）の接続にかかる申込手続き等に要する費用
- ・廃棄物の回収・処分に要する費用
- ・衛生管理及び感染症対策に要する費用

② 光熱水費その他経費の負担

公募物件及び控室など別途貸付が必要となった場所に関して、準備・営業等に必要な光熱水費その他維持管理に必要な経費の負担内容は、以下のとおりとします。

【電気使用料】電気使用料は、中央休憩所にあらかじめ設置している子メーターの指示値を使用許可場所のうち、①及び②を面積按分により計測した使用量に応じて積算した額とします。

【水道使用料】水道使用料は営業事業者の負担とし、1か月当たり700円（消費税及び地方消費税を含む）を使用料とともに納入していただきます。

【ガス使用料】中央休憩所に設置の給湯設備に使用するためのプロパンガスについては、営業事業者の負担とし、営業事業者においてガス会社と別途、契約が必要です。

(8) 衛生管理及び感染症対策

事業者は、供花等販売所における衛生管理及び感染症対策に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した問題等については、すべて事業者の負担と責任において対処してください。

(9) 廃棄物の回収

廃棄物の回収・処分については、事業者の負担により責任をもって行うこと。

(10) 貼り紙等の表示

貼り紙等が必要な場合は、表示箇所並びに色彩及び数量等について、事前に財団と協議してください。

(11) 商品等の搬入搬出

営業事業者は、霊園内に出入りする従業者に対し、証明書を携行・表示させるも

のとします。また、商品等の搬入を行う際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮するとともに、搬出入の時間及び経路については、あらかじめ財団の指示を受けた方法によることとします。

(12) 第三者の使用禁止

営業事業者は、公募物件により営業する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。

(13) 問い合わせ・苦情等の対応

供花等販売業務、その他に係る問い合わせ及び苦情については、事業者の責任において対応すること。また、使用許可場所には、苦情等の連絡先を明記してください。

(14) 販売実績の報告

営業事業者は、公募物件ごとに毎月の販売実績を集計のうえ、財団が定める様式により報告してください。

(15) 原状回復

営業事業者は、使用許可期間が満了又は許可が取り消された場合には、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、営業事業者は一切の補償を財団に請求することができません。

(16) 混雑時対応

お盆・彼岸などの混雑時には、整列管理などを行い、安全管理に努めること。

(17) 什器類等

公募物件内で使用する什器類等については、営業事業者の負担により用意してください。

ただし、営業事業者は、以下に掲載の物品を財団から貸与を受けて使用することができます。

なお、それらの什器類等について、機能及び状態を十分確認してください。財団は使用期間中の耐用を保証するものではありません。使用に際して修繕等が必要な場合は、営業事業者が費用負担していただきます。また、財団は、万が一、盗難等の被害が発生した場合の損害は負担しません。

	品名	数量	場所
1	給湯設備	1台	中央休憩所 売場
2	エアコン	1台	中央休憩所 物品倉庫
3	販売小屋	1台	モニュメント前
4	販売小屋	1台	5区駐車場
5	販売小屋	1台	11区駐車場
6	販売小屋	1台	管理事務所横
7	販売小屋	1台	合葬式墓地

(18) 公募物件は、最善の注意をもって維持管理してください。

(19) その他

この要領に定めるもののほか、使用に際し調整が必要な事項が生じた場合には、財団と協議しなければならないものとします。

4 応募手続き

(1) 申込方法

申込書類は、受付期間内に持参又は書留で郵送してください。

なお、受付期間を過ぎた申込みや電話、ファックス、インターネット、メール便による申込みは受け付けません。

受付期間：平成 30 年 2 月 19 日（月）～ 平成 30 年 2 月 22 日（木）必着
【午前 9 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時】
提出先：〒565-0874
吹田市古江台四丁目 119 ディオス北千里 1 番館 3 階
一般財団法人大阪府タウン管理財団 千里事業本部 霊園管理課あて

(2) 必要な書類（各 1 部）

- ① 応募申込書（財団所定様式）
- ② 誓約書 1（財団所定様式）
- ③ 誓約書 2（財団所定様式）
- ④ 誓約書 3（財団所定様式）
- ⑤ 販売品目（財団所定様式）
- ⑥ 供花等販売に係る（経営）状況報告書（財団所定様式）
- ⑦ 店舗・事務所等所在地図及び写真（財団所定様式）
- ⑧ 「2 応募資格要件（4）」に係る許認可等を証する書面の写し
- ⑨ 会社概要（営業実態が判断できるもの）
- ⑩ 委任状（代表者名で申し込む場合は不要）

なお、応募申込書等の提出書類には、代表者印（登録済の印）、委任状を提出される方は受任者使用印を必ず使用してください。

5 質問書及び現地説明会

- (1) 質問受付期間 平成 30 年 1 月 23 日（火）～平成 30 年 2 月 5 日（月）必着
【午前 9 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時】
※土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 提出方法

質問書（財団指定様式）により、平成 30 年 2 月 5 日（月）午後 5 時までに「4 応募手続き（1）提出先」に持参又は郵送してください。

(3) 質問書への回答

平成 30 年 2 月 7 日（水）に質問者に対しては電子メールにて回答、及び財団ホームページに掲載します。

(4) 現地説明会

日時：平成 30 年 2 月 1 日（木）～2 日（金）各日午前 10 時以降の財団が指定する時間

集合場所：大阪北摂霊園 管理事務所

参加手続き：① 現地説明会参加申込書（財団指定様式）により、平成 30 年 1 月 29 日（月）午後 5 時までに「4 応募手続き（1）提出先」に持参又は郵送してください。

② 留意事項：

- ・現地の視察時間は、約 30 分程度です。
- ・写真撮影は厳禁とします。

- ・当日の質問にはお答えできませんので、その旨、ご了承ください。
- ・参加申込者には、個別に集合時間を連絡いたします。

6 営業予定事業者の決定

(1) 選定基準

営業予定事業者の決定については、提出された応募書類の審査を行った後、「2 応募資格要件」に定める内容をすべて満たす事業者で、財団が設定する最低使用料以上で最も高い使用料で申込みをした者となります。

なお、最高の応募価格で申込みを行った者が、募集資格要件等を満たしていないことが判明した場合は、その者を失格とし、次位応募価格申込者を営業予定事業者とします。この次位応募価格申込者が同様に募集資格要件等を満たしていないことが判明した場合は、以下同様とします。

(2) くじによる営業予定事業者の決定

最高の応募価格で申込みを行った者が2人以上ある場合は、当該応募者立会いのものと、くじにより決定します。

(3) 営業予定事業者の公表

営業予定事業者の決定は平成30年2月23日（金）の予定です。

営業予定事業者を決定したときは、応募者に決定金額及び営業予定事業者名を通知するとともに、財団のホームページに決定金額及び営業予定事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

7 使用許可申請の手続き等

営業予定事業者に決定した者は、平成30年3月2日（金）までに、下記の書類を財団に提出してください。

- ① 供花等販売業務に係る申請書（財団所定様式）
- ② 府税事務所の発行する全税目の納税証明書の写し（発行日から3か月以内のものに限る。）
- ③ 証明書類（発行日から3ヶ月以内のもの）
 - ＜法人の場合＞ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状
 - ＜個人の場合＞ 印鑑証明書（市役所・町村役場発行のもの）

8 営業事業者の決定

営業予定事業者から「7 使用許可申請の手続き等」に記載の書類の提出を受けた後、審査を行い営業事業者に決定します。

9 営業予定事業者及び営業事業者の決定の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、営業予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可申請の手続きを行わなかった場合
- ② 営業予定事業者が「2 応募資格要件」に定める応募資格を失った場合
上記の場合、当該区分において最高の応募価格で申込みをした者に次いで高い応募価格で申込みのあった者から、順に協議を行います。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、営業事業者としての決定を取り消します。

- ① 営業事業者が「2 応募資格要件」に定める応募資格を失った場合
- ② 平成30年4月1日を過ぎても供花等販売業務を開始しない場合。ただし、財団にあらかじめ届け出て、財団が事前に了承した場合を除く。
上記の場合、当該区分において最高の応募価格で申込みをした者に次いで高い応募価格で申込みのあった者から、順に協議を行います。

1.0 契約書の締結

契約書の締結は、平成30年3月9日（金）以降（予定）となります。

1.1 その他

- (1) 供花等販売業務の申請の手続きに要する一切の費用は、営業事業者の負担とします。
なお、供花等販売所の設置に当たり、コンセントや電気コードの延長、モール等の設置が必要となることがあります。これらに要する費用についても営業事業者の負担とします。
- (2) 営業事業者は毎月の販売実績を財団が定める様式により報告するとともに、財団が発行する請求書により指定期日までに「3 公募条件等」に定める使用料及び光熱水費を財団の指定する口座へ振り込むものとします。なお、振込手数料は、営業事業者の負担とします。

1.2 参考データ（現在の状況）

- (1) 大阪北摂霊園内の月別 供花の売上数（1対）（平成28年4月～平成29年3月）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1,656	2,103	1,275	1,655	5,849	3,045	2,014	1,784	2,949	1,739	1,069	4,179

（お盆8/10～16、秋彼岸9/19～25、春彼岸3/17～23 は特別価格で販売）

(2) 販売方法

- ① 中央休憩所には、常時1名販売員を配置。その他の販売所は原則無人対応。
- ② お盆・お彼岸は各売場に販売員を最低1名派遣している。お正月は5区駐車場と11区駐車場のみ販売員を最低1名派遣している。

平成28年度の営業時間について（実績）

- ・通常期 9:00～17:00
- ・お盆（8/8～8/16） 8:00～18:00
- ・秋彼岸（9/15～9/22） 8:00～17:00
- ・年末年始（12/29～1/3） 9:00～17:00
- ・春彼岸（3/13～3/20） 8:00～17:00

(3) 供花等の一般的な仕様について

- ① 供花は、通常1種類のみ。大きさは50cm程度。（別添写真を参照のこと）
- ② 花の種類は4種類（1,050円/対・税込）、お盆等は5種類（1,600円/対・税込）を1束とし、2束を1対として販売している。
- ③ 花種は、菊を入れて、色目は「赤・白・黄色系」の3色を入れている。

- ④ 供花は、全般的には、明るめの色調とし、他に季節感を出すようにカーネーションやリンドウを入れたりしている。
- ⑤ 霊園内は標高差があり、特に冬場は麓と比べて温度差が5℃以上あるため、寒さに強い品種を取り入れている。
- ⑥ 中央休憩所では、供花に加えて、榊・檜の販売を取り扱っている。榊は通常2～3本を1束、檜は通常3～4本を1束とし、2束を1対としている。
- ⑦ 榊・檜とも、通常、1対 1,050 円（税込）で販売し、お盆等は、通常よりも2本多いものを1束として、1対 1,600 円（税込）で販売している。

(4) その他の商品について

墓参に関連する商品については、以下のとおりである。

①すべての供花等販売所で取扱っているもの

- ア 供花
- イ 線香
- ウ ロウソク
- エ マッチ

②中央休憩所で取扱っているもの

- オ 晒（納骨用さらし）
- カ 骨壺（骨壺の引き取りを含む）
- キ 榊・檜
- ク ライター
- ケ お供え品（アルコール類（常温に限る）、たばこ等）
- コ アイスクリーム等（期間限定）
- サ 墓参道具（タワシ、スポンジ、タオル、数珠、花筒など）

(5) 気象条件（平成28年4月～平成29年3月）

地点：能勢、項目：月最高気温及び月最低気温（℃）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
最高気温	26.8	29.4	30.4	34.3	35.5	32.2	29.6	20.5	18.2	12.0	14.3	18.6
最低気温	-0.7	7.1	9.2	18.9	17.6	15.2	4.5	0.4	-3.6	-5.8	-4.3	-4.7

1.3 応募書類の配布及び募集に関する問い合わせ先

吹田市市古江台四丁目 119 ディオス北千里 1 番館 3 階
 一般財団法人大阪府タウン管理財団 千里事業本部 霊園管理課
 受付時間：平日 午前 10 時～午後 5 時 電話：06-6871-3379